

富士河口湖町長 殿

船舶所有者 千

住所

氏名



(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

航行届

次のとおり船舶を航行の用に供したいので、山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例第13条の2第1項の規定により届け出ます。

航行の用に供しようとする湖 (乗入れる湖) ※複数記入不可		河口湖			
航行の用に供しようとする月及び日数(乗入れる月及び日数)	年	4月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		5月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		6月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		7月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		8月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		9月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		10月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		11月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		12月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
	年	1月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		2月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
		3月	乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
	合計		乗入日数	日	(左のうち土日祝日 日)
船舶届出済証に記載された番号 ※複数記入不可					

- 注 1 「航行の用に供しようとする月及び日数」の欄は、乗入れ予定日数を記入すること。予定が定まっていない場合は、乗入れ見込日数を記入すること。
- 2 本様式、添付書類ともA4紙（感熱紙不可）で提出すること。
- 3 本様式は、乗入れる湖・船舶毎に作成し、山中湖に乗入れる船舶は山中湖村観光課、河口湖に乗入れる船舶は富士河口湖町環境課に提出すること。
- 4 年度最初の乗入れ予定日の2週間前の日までに提出すること。
- 5 届出者名が船舶検査証書の「船舶所有者名」と異なるものは受理できません。

添付書類

- 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し 1部
- 船舶安全法第10条の2に規定する船舶検査手帳（件名欄）の写し 1部
- 船舶の全体が分かる写真(正面1枚及び側面1枚、番号シールの番号(A223、a223などアルファベット1文字及び3桁の数字からなる番号)が読み取れるもの)
- 返信用封筒（返信先の郵便番号、住所、氏名を明記の上、返信用切手を貼付）
 - 封筒サイズ：A4紙が折らずに入るもの（角形2号、角形20号、角形A4号等）
 - 返信用切手：205円（1台分）。2台以上の場合、提出先に金額を確認すること。